

実施計画書（事業計画書）作成要領

1．事業計画内容

事業の目的、内容、効果等計画の概要を記載すること。

既設計画又は将来計画がある場合には、関連を明記すること。

施設完成後の管理運営の方法等を記載すること。

事前協議の同意を得た計画にあつては、静岡県及び裾野市から付せられた事項についての措置を明記すること。

事前協議時と承認申請時とに差異が生じたときは、相違点及び変更の理由を明記すること。

2．(1) 施工区域内の土地の状況を、筆毎に登録簿と現況について記入すること。

(2) 施工区域内の土地の権利者について権利の種別毎に記入すること。

(3) (事業計画書)

用地取得に関する事項を自己所有地、賃貸等契約済地、買収予定地及び賃貸等予定地を個別に権利者数及び面積を明記すること。

又取得予定地については、同意面積について記載すること。

(実施計画書)

用地取得に関する事項を自己所有地、賃貸等契約済地、について面積と権利者数を記入すること。

3．計画施工面積についてそれぞれ記入し、全体面積との割合を算出すること。

4．工事施工者、設計者について記載すること。

5．予定工期について記入すること

6．付帯施設計画

ア．道路計画 取り付ける道路及び既設道路を進入路とする場合の既設道路で、
拡幅計画があるときは、現況幅員及び拡幅後の幅員を記入すること。

イ．用水計画 給水人口を推定し、地区内の一日最大必要量を算出する。

水源については、地下水、表流水、公共水道等を明確にし、取水地点、取水方法、給水方法等を記入する。

ウ．防災計画 流末河川について現況と現在の流下能力、改修計画について記入すること。

調整池の設置について記入すること。

火災防備に関する計画を明らかにすること。

エ．排水計画

下水処理については、排水量、処理方法、放流先を明記すること。

放流先河川の利水状況について記入すること。

施設の維持管理の責任及び処理水の水質等の処理後の状況を記入すること。

オ．公害防止計画 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の公害発生について、発生の種類、量、状況並びに公害防止施設設置計画を具体的に記載すること。

工場、研究所等の建設は、生産工程及び原材料、使用薬品等について明確に記入すること。

カ．廃棄物処理計画

廃棄物の発生量及び処理方法を明確に記入すること。

キ．緑化計画 緑化の基本的考え方、緑地の意義、保存緑地の取り方及び計画の方法（樹種の選定、植栽地の土壌、植栽木の大きさ、密度等）について説明すること

ケ．その他 工事中の災害、水質汚濁の防止計画が必要な場合は、その対策を明記すること。また、施行管理体制を明らかにすること。

駐車場計画について、計画台数算出根拠を明示すること。